

公表事項

命令に従わなかった法人の名称	株式会社ブライト
命令に従わなかった法人の代表者	瀬戸 和真
命令に従わなかった法人の所在地	大阪市中央区日本橋 2-2-10
禁止行為に係る店舗の名称	こてっちゃん
禁止行為に係る店舗の所在地	神戸市中央区北長狭通 1-8-3
公表の原因となる事実	上記法人は、禁止地区において客引き行為をさせたことにより、令和2年10月21日、客引き行為等の防止に関する条例第9条第3項による命令を受けたが、当該命令に従わず、令和2年12月5日、神戸市中央区北長狭通 1-4-1において、同所の通行人に対し、営業関係者をして上記店舗への客引き行為を行わせたもの。